



経営事項審査の審査基準の改正について ～ 令和2年4月から施行～

改正の背景・目的

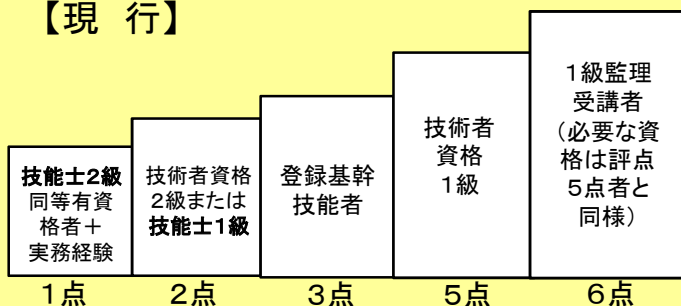
- 現在、技術力(Z)の中の技術職員数(Z₁)として、登録基幹技能者には3点、技能士1級には2点が付与されている。
- 建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」)が平成31年4月より本運用を開始し、今後、建設技能者がレベル1～4の4段階にレベル判定されることとなることから、本レベル判定を活用して、優れた技能を有する建設技能者を雇用する事業者を評価。

改正の概要

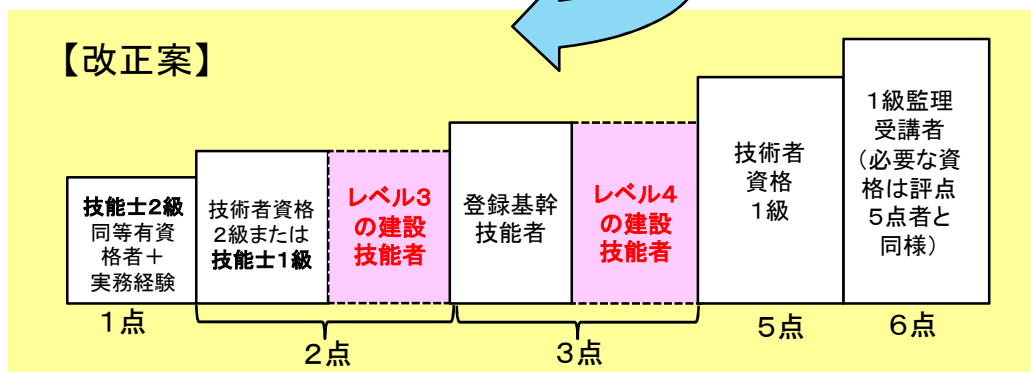
CCUSにおいて以下のレベルを取得した者を技術職員数(Z₁)の技術職員区分・資格に追加し、所要の評点を付与する。

- 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により**レベル4と判定された者**について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、**3点の評点を付与する。**
- 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により**レベル3と判定された者**について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、**2点の評点を付与する。**

【現行】



【改正案】



<問い合わせ先>

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

電話 025-370-6571 (直通)